
プロジェクト 実務対応**項目 一括取得型による自社株式取得取引（ASR 取引）の会計処理
－第 69 回実務対応専門委員会で聞かれた意見等**

本資料の目的

1. 本資料は、第 69 回実務対応専門委員会（2015 年 2 月 12 日開催）（以下「専門委員会」という。）における、参考人への質問及び聞かれた意見をまとめたものである。

日本版 ASR 取引に対する参考人との質疑応答

2. 専門委員会においては、参考人より、米国において一般的に行われている ASR 取引の概要、及び日本版 ASR 取引として想定しているスキームの概要について説明された。日本版 ASR 取引について、主に以下の質問が聞かれた。

- (1) ToSTNeT-3 での自己株式の取得取引と、ASR 取引終了の調整取引（株価上昇時は新株予約権の権利行使、株価下落時は現金の受領）の間において、株式の所有権の移転等何らかの制限が付されるのか。
- (2) 新株予約権の発行と現金決済契約の締結は、全体としては価値がゼロになるように設計されているが、それぞれの対価について現金の授受は想定されているのか。
- (3) 発行する新株予約権が有利発行にあたるかどうかの判断について、新株予約権の発行条件だけでなく、新株予約権割当時に締結する契約（株価下落時における現金決済契約）も考慮して判断することが想定されているが、有利発行の判断において、新株予約権の発行条件以外の条件が考慮された事例はあるのか。
- (4) 発行する新株予約権には譲渡制限が付されるのか。
- (5) 平均株価が当初株価よりも上昇した場合について、現金決済が想定されていない理由は何か。

会計処理に関する分析について聞かれた意見

3. 事務局から、日本版 ASR 取引についての会計処理に関する分析について説明がなされ、主に以下の意見が聞かれた。

4 つのステップに分けて取引ごとに会計処理を行う方法についての意見

- (1) 新株予約権をデリバティブとして扱う場合であっても、表示上は純資産（株主資本を構成しない）として扱うことになるが、純資産の変動差額を損

益として認識することは可能なのか。

- (2) 現金決済契約や新株予約権をデリバティブとして扱う場合には、四半期ごとに公正価値の変動により損益に大きな影響が生じる可能性がある。予測できない損益の影響が生じるのであれば、ASR 取引に対するニーズは低減する可能性が考えられる。
- (3) 取引ごとに会計処理を行う方法において、会社法上の問題点については言及されていないが、例えば、仮に現金決済契約をデリバティブ取引として扱う場合、現金の受領時に生じる利益は、会社法上の分配規制に関する問題が生じないのか。

各ステップにおける取引すべてを1つの取引として会計処理を行う方法についての意見

- (4) ASR 取引についての企業のニーズの1つが、公表後、直ちに自己株式を取得できる点であることから、決済時点で自己株式を計上する「自社の株式を対象とした先渡契約」の考え方は採用しづらいと考える。
一方で、「取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引」の考え方について採用し得るかどうかは、会社法上の取扱い次第ではないか。
- (5) 「自社の株式を対象とした先渡契約」の考え方を採用した場合、ToSTNeT-3 で自己株式を取得した時点で、会計上自己株式を認識しないまま決済前に期末を迎えた場合、EPS にその影響が反映されず、株主に対して意図しないメッセージを与える可能性があることを懸念する。
- (6) 「自社の株式を対象とした先渡契約」の考え方は採用しづらいと考える。

その他の意見

- (7) 日本版 ASR 取引について仮に実務対応報告を開発する場合、例えば金融商品会計基準等の従来の会計基準等を改正することもあり得るのか。
- (8) 米国会計基準について、審議の結果、2 取引として取扱うこととなった理由を伺いたい。

以上